

2008年10月5日

各位

薬害肝炎「被告企業の謝罪を見極める集会」参加の

お礼

薬害肝炎全国原告団

代表 山口 美智子

9月28日、6年間にわたる薬害肝炎訴訟の被告田辺三菱製薬株式会社及び株式会社ベネシスとの基本合意を締結いたしました。この被告企業の真の反省と心からの謝罪であるか否かを原告と共に見極めるために、全国から大阪に集結していただいた皆さまに心より感謝申し上げます。

思い起こせば、昨年11月22日「切りすては許しません」の抗議行動にも約300人が大阪に集結し、法的責任を認めて謝罪するよう面会を求めましたが、建物の中にも入れず拒否されました。また、今年6月23日「企業モラルを正せ!抗議行動」では、基本合意書最終原告案を提示したものの、初直接交渉であるにも拘らず、翌日が株主総会を理由にトップとの面談はかないませんでした。

漸く9月28日「被告企業の謝罪を見極める集会」で、企業トップとの面談が実現し、薬害肝炎被害者の声を届けるに至ったのです。国との交渉・抗議行動等の長い闘いの期間は勿論、その後の8ヶ月間も、弁護団の先生方には、矢面に立ちながらも根気よく交渉を重ねていただいたり、原告に寄り添いながら精神面を支えていただいたりしました。そして、「共に頑張りましょう!」と常に熱い応援と要請行動を続けていただいた支援の皆さまには、私たち原告と共に歩んでいただきました。本当に有難うございました。

残念ながら、被告企業トップからは、形式的で抽象的な内容に過ぎないお詫びと決意の表明しか聞けませんでした。これで今後の原告団としての活動目標も定まったように思います。

訴訟終結により第一幕は閉じましたが、肝炎問題の終結ではないし、全面解決したわけでもありません。第二幕では、私たち薬害肝炎原告団として、次の二つのことを頑張って取り組んでいきます。

①繰り返される薬害を断ち切るための真相究明、再発防止の実現に向けて、国・企業を監視していくこと。

②「ウイルス性肝炎患者が安心して治療に専念できる恒久対策」の実現に向けて、『基本法・根拠法』の制定を国会・政府・自治体に求めること。

※ 肝炎対策基本法の制定に関する請願書の署名協力をお願いいたします。

皆さま、私たち薬害肝炎原告は、「薬害根絶」「肝炎総合対策」の実現に向けて、①②の活動を更に続けていきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

今後も共に頑張りましょう。